

検討委員会からのお知らせ

～医療 DX 推進体制整備加算の見直しについて～

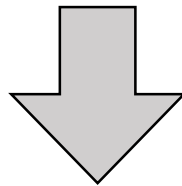
来年1月から、加算1，2，3のそれぞれの点数に対応するマイナ保険証利用率が以下の通り変更になりますので、ご注意ください。

マイナ保険証利用率はポータルサイトでご確認ください。

尚、点数区分に変更がある場合、その都度中国四国厚生局に辞退届等の届出の必要はありません。

令和6年10月～

区 分	点 数	利 用 率
医療 DX 推進体制整備加算 1	9 点	15%
医療 DX 推進体制整備加算 2	8 点	10%
医療 DX 推進体制整備加算 3	6 点	5 %



マイナ保険証利用率により見直し

令和7年1月～

区 分	点 数	利 用 率
医療 DX 推進体制整備加算 1	9 点	30%
医療 DX 推進体制整備加算 2	8 点	20%
医療 DX 推進体制整備加算 3	6 点	10%

(参考) マ イ ナ 保 険 証 利 用 率

適 用 時 期	令和6年10月～12月	令和7年1月	令和7年2月・3月
利用率実績 (<u>レセプト件数ベース</u>)	3月、4月、5月前のいずれかの月		
利用率実績 (<u>オン資確認件数ベース</u>)	2月、3月、4月前のいずれかの月		—
医療 DX 推進体制整備加算 1 (医 DX 1) 9 点	15%	30%	
医療 DX 推進体制整備加算 2 (医 DX 2) 8 点	10%	20%	
医療 DX 推進体制整備加算 3 (医 DX 3) 6 点	5%	10%	

- ・口腔機能低下症については症状①～⑦（①口腔衛生状態不良 ②口腔乾燥 ③咬合力低下 ④舌口唇運動機能低下 ⑤低舌圧 ⑥咀嚼機能低下 ⑦嚥下機能低下）のうち 3 項目以上該当すれば「口腔機能低下症」の病名がついて歯管の算定は可能となります。口腔機能管理料の算定には 50 歳以上で、口腔細菌定量検査 2、咀嚼能力検査 1、咬合圧検査 1、舌圧検査のいずれかを同一初診中に行っていることが必要です。また、「口腔機能低下症の疑い」病名のみで検査の算定は可能ですが、歯管および口腔機能管理料の算定はできませんのでご注意ください。

（保険請求の手引 P31 参照）

- ・クラリス錠 200mg（1 錠）の投与方法について、1 回 1 錠を 1 日 2 回内服が原則です。
- ・ジスロマック錠 250mg の投与方法について、1 日 1 回 2 錠を 3 日分内服して原則終了ですが、一定の効果があってさらに投与が必要な場合、処方した日から 10 日後 1 回に限り再度の処方が可能です。（例えば 12/10 処方→12/19 再度の処方可）
3 回目の投与や 10 日以上経過していないケースが散見されますのでご注意ください。

- ・義管と歯リハ 1 の同月算定は原則不可です。旧義歯に歯リハ 1 を算定後、同部位の新義歯に義管を算定する場合のみ同月併算定可です。病名は「義歯フテキ→MT」になります。

「MT」病名のみ、「MT→義歯フテキ」病名での併算定が散見されますのでご注意ください。

- ・オルテクサー口腔用軟膏等の外用薬処方時の病名不備が散見されます。Stom 病名等の記載漏れがないようご注意ください。

また、外用薬は 1 調剤を所定単位で算定してください。（例えばオルテクサー口腔用軟膏 5 g を 2 本処方したとき、同日の場合は 5 g × 2 ではなく、10 g × 1 で算定してください）

- ・充形、修形、KP、生 PZ、失 PZ と同時の破折片除去の麻酔薬剤料の算定は可能です。

病名「歯の破折・C」

- ・健康診断の同一日に保険診療を行う場合は、基本診療料（初診料・再診料）の算定はできませんが、通常の診療行為についての算定はできます。

初診時 : **【摘要欄】** 健康診断の結果に基づき治療開始

再診時（治療継続中）: **【摘要欄】** ○月○日は健康診断日の受診

～ 令和6年度診療報酬改定結果検証に係る調査へのご協力のお願い ～

日本歯科医師会より「令和6年度診療報酬改定結果検証に係る調査」への協力依頼の周知依頼がありました。

中医協において診療報酬改定の後、その影響・結果の検証作業を行っており、令和6年度改定に関する調査では、下記の2つが令和6年度調査として実施されることになりました。

在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査

～令和6年12月17日以降 調査対象者へ順次送付予定～

調査の種類	調査対象	調査件数(見込)	抽出方法
歯科医療機関調査 (A)	在宅療養支援歯科病院 または 在宅療養支援歯科診療所	2,000 件	無作為抽出
	上記以外の歯科医療機関	1,000 件	
歯科医療機関患者調査	(A)が歯科訪問診療を実施した患者	最大 6,000 件	1 施設 最大2名 ※1

※1 歯科医療機関調査に該当した歯科医療機関において、令和6年9月1日～11月30日の間に歯科訪問診療を実施した患者のうち、最初に訪問した患者及び最後に訪問した患者を選定し、ご回答をいただく。

後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

～令和6年12月23日以降 調査対象者へ順次送付予定～

調査の種類	調査対象	調査件数(見込)	抽出方法
歯科診療所調査	外来後発医薬品使用体制加算の 届出がある・届出がない診療所	500 件	無作為抽出

調査票等につきましては、調査委託業者（PwC コンサルティング合同会社）より調査対象者宛に順次送付される予定であり、回答期限はいずれも令和7年1月24日(金)となっております。

いずれの調査も診療報酬改定議論に必要不可欠な重要な調査となっております。

下記概要をご確認頂き、該当となった医療機関におかれましては、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。